

平成二十六年法律第二百二十六号

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、その行為による損害賠償の請求権を賦する。

ともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名譽又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第二百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名譽及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影した者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為（以下「性行為」といふ。）の写真（以下「性行為の写真」といふ。）

2
三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。
(私事性的画像記録提供等)

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的な画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

54 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第四条 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の特例

第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る）の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）、特定電気通信（同法第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。第一号において同じ。）により送信を防止された情報の発信者（同法第二条第五号に規定する発信者をいう。第一号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

特定電気通信による情報であつて私事性的の画像記録に係るものとの流通によつて自己の名誉又は私生活の平穏（以下この号において「名誉等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則
(施行期日)
第一条 (令和六年五月一七日法律第二五号) 抄
行する。この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施